有馬記念競走における特別出走奨励金交付基準

平成 26 年１月１日設定
平成 28 年１月１日改正
令和元年６月１日改正
令和３年１月１日改正
2024 年１月１日改正
2025 年１月１日改正

（目的）

第１条　この基準は、有馬記念競走の興趣向上を図るため、同競走のファン投票において、高い支持を受けた馬に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準で定める特別出走奨励金とは、有馬記念競走を競馬番組一般事項Ⅷの６の(4)と指定し、同Ⅷの６の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

（交付対象）

第３条　次に掲げる要件の全てに該当した馬が有馬記念競走に出走したときに、現に所有していた馬主（当該馬を組合財産としている組合である馬主も含む。）に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1)　有馬記念競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号。以下「施行規程」という。）第 28 条および第 29 条によるものを除く。）を受けている馬

(2)　当該年度において、ＧⅠ競走（インターナショナル・カタログギング・スタンダーズに定めるパートⅠの競走のＧⅠ競走および日本グレード格付管理委員会で格付けされたＪｐｎⅠ競走をいう。）で第 3 着以内となったことがある馬または平地の重賞競走（中央競馬の重賞競走の他、競馬番組一般事項で定める地方重賞競走および外国の重賞競走を含む。）で優勝した馬

(3)　当該年度の有馬記念ファン投票において 10 位以内となった馬

（特別出走奨励金の額）

第４条　特別出走奨励金の額は、別表に定める額とする。ただし、他の交付対象馬とファン投票順位が同順位となる交付対象馬がある場合は、その順位以下同順位となった交付対象馬の頭数に相当する順位までの特別出走奨励金の総額を、同順位の交付対象馬の頭数に等分して交付する。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に切り上げる。

（不交付要件）

第５条　第 3 条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1)　失格（施行規程第 123 条第 6 号に規定する事由に該当する場合を除く。）したとき。

(2)　裁決委員が不適当と認めたとき。

(3)　装着時のでき上り厚さ 10 ミリ以下、最大部分の幅 25 ミリ以下、重さ 150 グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(4)　馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

当該年度の有馬記念 ファン投票順位	特別出走奨励金の額
1 位 ～ 3 位 の 馬	2,000 万円
4 位 ～ 5 位 の 馬	1,000 万円
6 位 ～ 10 位 の 馬	500 万円

附　則

この基準は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、2025 年 1 月 1 日から施行する。